

## 平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、浦添市の健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

### 1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.38)	— (17.38)	9.3 (25.0)	48.8 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」にて記載しています。
- (2) 早期健全化基準を括弧内に記載しています。

### 2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
公共下水道事業特別会計	— (20.0)

備考

- (1) 資金不足額がない場合は、「—」にて記載しています。
- (2) 経営健全化基準を括弧内に記載しています。

本市においては、すべての指標が早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、健全な財政状況であります。しかしながら、厳しい財政状況であることには変わりはありませんので、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

健全化判断比率及び資金不足比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標です。毎年度決算時に算定を行い、健全化判断比率は一般会計等の財政の健全度合いを示し、資金不足比率は公営企業の経営の健全度合いを示します。早期健全化基準を超える場合は、財政を立て直す計画の策定が義務づけられています。